

○東海村スポーツ推進計画推進委員会設置要綱

平成30年3月28日

教委告示第3号

改正 令和2年3月31日教委告示第4号

令和5年3月29日教委告示第2号

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づく東海村スポーツ推進計画（以下「計画」という。）を策定し、及び推進するため、東海村スポーツ推進計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（令5教委告示2・一部改正）

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進及び評価に関すること。
- (3) 計画の進行管理に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域のスポーツ推進のために必要と認められること。

（令5教委告示2・一部改正）

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ団体代表者
- (3) スポーツ推進委員
- (4) 学校関係者

(5) 一般公募による住民

(6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、その職により委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(令2教委告示4・一部改正)

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年教委告示第4号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年教委告示第2号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。